

(公 印 省 略)
地企第 4 3 6 - 4
令和 6 年 3 月 5 日

県内企業経営者の皆様

| | | |
|-----------------|------|-------|
| 群馬県 | 知事 | 山本 一太 |
| (一社)群馬県経営者協会 | 会長 | 天野 洋一 |
| (一社)群馬県商工会議所連合会 | 会長 | 金子 昌彦 |
| 群馬県商工会連合会 | 会長 | 石川 修司 |
| 群馬県中小企業団体中央会 | 会長 | 吉田 勝彦 |
| 群馬経済同友会 | 代表幹事 | 坂本 正堂 |
| | 代表幹事 | 深井 彰彦 |
| 群馬中小企業家同友会 | 代表理事 | 田村 徳良 |
| | 代表理事 | 町田 英之 |

「パートナーシップ構築宣言」の登録及び価格転嫁の推進について（依頼）

日頃より、本県の産業振興に多大なる御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

昨今の原材料価格やエネルギー価格、労務費の高騰により、県内の中小企業は大きな影響を受けており、下請取引の適正化は重要な課題となっています。

群馬県では昨年8月に、価格交渉をしやすい環境を整備し適正な価格転嫁を促進するため、「パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言」を産官労の11団体で発出し、関係者が一丸となって適切な価格転嫁を行いやすい環境の整備に取り組んでいます。

企業の皆様におかれては、企業の規模に関係なく、発注の際には積極的な価格交渉の実施及び適正な価格転嫁の実現に十分な御配慮をお願いいたします。

併せて、3月は経済産業省の定める「価格交渉推進月間」です。下請取引の適正化推進に、より一層御協力いただきますようお願いいたします。

また、取引先との適正価格での取引、パートナーシップ強化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進しております。業種・規模を問わずに宣言できるため、同宣言をまだされていない企業の皆様におかれては、積極的に宣言に御登録いただき、適切な価格転嫁に御協力をお願いいたします。既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内への一層の浸透と実践を図っていただくよう、お願い申し上げます。

なお、受注側の立場から、発注側企業との価格交渉に向けた資料作成等につ

いては、価格転嫁サポート窓口や県ホームページに支援ツール（参考1）を掲載していますので御活用ください。

参考1

「パートナーシップ構築宣言」とは

大企業から小規模事業者まで企業規模を問わず、取引先との適正価格での取引、パートナーシップ強化を企業の代表者名で宣言し、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を図るものです。

※詳細は国 HP (<https://www.biz-partnership.jp/>) をご覧ください。

「パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言」とは

価格交渉をしやすい環境を整備し、適正な価格転嫁を促進するため、経済団体、労働団体、行政等11団体が連携して取り組む宣言です。

◆発出日 令和5年8月4日

◆参加団体

経済団体：群馬県経営者協会、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会、
群馬県中小企業団体中央会、群馬経済同友会、群馬中小企業家同友会

労働団体：日本労働組合総連合会群馬県連合会会長

支援団体：群馬県産業支援機構理事長

国：経済産業省関東経済産業局局長、厚生労働省群馬労働局局長

県：群馬県知事

※宣言内容及び詳細は県 HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/211520.html>) をご覧ください。

「価格交渉推進月間」とは

経済産業省が、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しています。この月間中は、昨年7月に改正された下請中小企業振興法振興基準に沿った対応が要請されます。「参考2」の下請中小企業振興法等を御確認ください。

※詳細は国 HP (<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>) をご覧ください。

各種支援について

◆価格転嫁サポート窓口

中小企業の価格交渉・価格転嫁に関する相談を受け付けます。

場所：群馬県よろず支援拠点（公益財団法人群馬県産業支援機構内）

電話：027-265-5016

※詳細は機構 HP (https://www.g-inf.or.jp/html/consultation_counter.html) をご覧ください。

◆価格交渉支援ツール

埼玉県において、企業間で取引される、様々な原材料やサービス等の価格の推移

等を示す資料を簡単に作成することができるツールを提供しています。
※詳細は県 HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/211520.html>) をご覧ください。

参考 2

【下請中小企業振興法（抜粋）】

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

【振興基準（抜粋）】

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
1 対価の決定の方法の改善

(2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

【下請代金支払遅延等防止法（抜粋）】

第4条

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

問合せ先：群馬県産業経済部地域企業支援課
ものづくりイノベーション室
マーケティング支援係

メール：mktg@pref.gunma.lg.jp

TEL：027-226-3359